

小値賀町定住促進住宅入居者募集

回覧

下記のとおり入居者を募集します。

名称	構造	面積	月額家賃	位置
木場地区定住 促進住宅A棟	木造平家建2L DK（家族用）	52.79㎡ (15.97坪)	30,000円	小値賀町前方郷 895番地1
笛吹在地区定住 促進住宅B棟	木造平家建2L DK（家族用）	52.79㎡ (15.97坪)	30,000円	小値賀町笛吹郷 2023番地1
筒井浦地区定住 促進住宅C棟	木造平家建2L DK（単身用）	30.61㎡ (9.26坪)	25,000円	小値賀町前方郷 3680番地1

①入居資格

※間取り図は裏面にあります。

- 入居者のうち1名以上がUターン者であり、その者が既に町において就業している、若しくは、就業が確定していること。
- 町若しくは前居住地の自治体において、入居者全員が町税等の滞納のないこと。
- 家賃を支払う能力を有すると認める者。
- その者及び現に同居し、又は同居しようとする家族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 令和3年3月1日以降に町へ転入したUターン者、及びその家族。
- Uターン者においては、町内の実家へ入居が可能ではない状態であること。

②申込方法

※申込書は総務課窓口若しくはホームページからダウンロードできます

申込書（様式第1号）及び、下記書類を添えて提出してください。

- 申込者及び同居する者全員の住民票の写し（マイナンバー記載は不要）
- 申込者が本人であることを証明する書類（運転免許証等写真入りの証明書）
- 申込者及び同居する者全員の納税状況を証明する書類
（本町若しくは前住所地の自治体）
- 雇用されていることを証明する、事業主からの証明書
（雇用開始前の場合は採用決定を証明するもの）



木場地区定住促進住宅

③申込締切

令和6年3月1日（金）17時

④お問い合わせ先・申込先

小値賀町総務課企画係 TEL:0959-56-3111

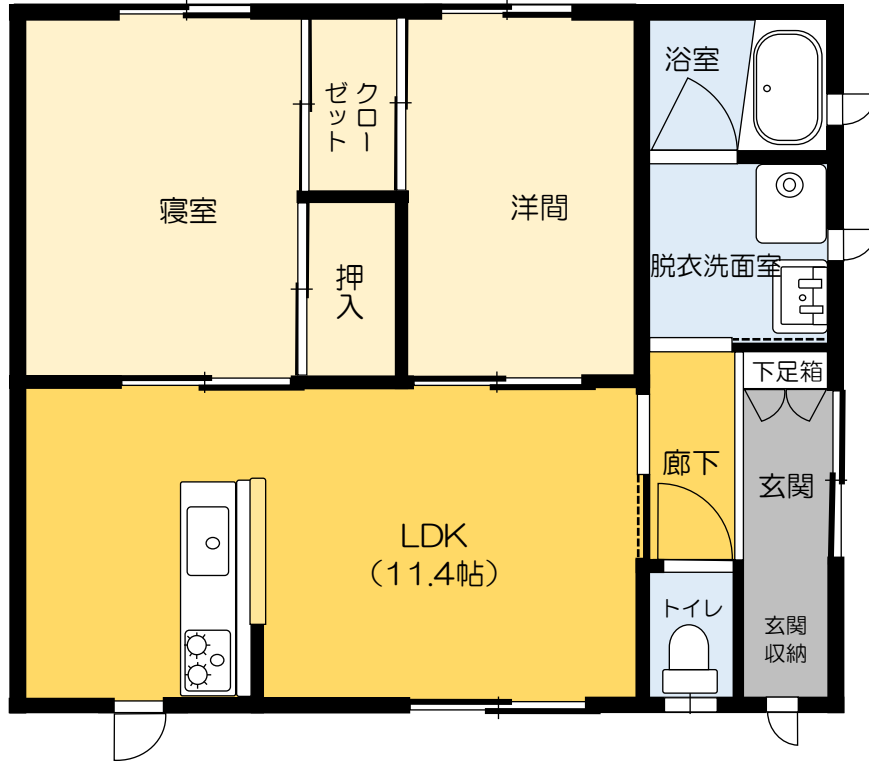
⑤入居期間

住宅の入居期間は、**町への転入日から数えて原則1年以上3年以内**。

⑥入居の決定

- 申込者が、募集戸数を超える場合においては、小値賀町定住促進住宅設置要綱別表第3に定める優先度に応じ、入居者を決定する。【優先度1：就業が決定している定住希望者及びその家族、優先度2：既に島内で就業している、Uターン者及びその家族】
- 優先順位の定め難い者については、申込者の抽せんにより入居者を決定する。

家族向け住宅



単身向け住宅

